

制定 平成16年9月22日 中国運輸局公示第64号

改正 平成26年1月27日 中国運輸局公示第85号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する標準処理期間

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）に係る申請事案の標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成16年9月22日

中国運輸局長 小林 堅 吾

記

1. 事業の許可（道路運送法第4条第1項） 3ヶ月
ただし、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）にかかるものは、2ヶ月
2. 運賃料金の認可（道路運送法第9条の3第1項）
 - (1) 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」（平成13年10月26日付け国自旅第101号）記1に規定する運賃改定に係るもの
同通達記2に規定する申請の受付期間終了後の翌日から5ヶ月
 - (2) (1) 以外のもの
申請の受付から3ヶ月（道路運送法第89条の規定に基づき、意見の聴取があったものについては、4ヶ月）
3. 運送約款の認可（道路運送法第11条第1項） 1ヶ月
4. 事業計画変更の認可（道路運送法第15条第1項）
 - (1) 営業区域の拡大に係るもの 3ヶ月
 - (2) (1) 以外のもの 2ヶ月
5. 事業の譲渡及び譲受の認可（道路運送法第36条第1項） 3ヶ月

6. 法人の合併及び分割の認可（道路運送法第36条第2項） 3ヶ月

7. 相続の認可（道路運送法第37条第1項） 2ヶ月

附 則

1. この公示は、平成16年10月1日以降に当局管内運輸支局において受理する申請について適用する。
2. 平成14年1月23日付け中国運輸局公示第183号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）に係る申請事案の標準処理期間」は、平成16年9月30日限りで廃止する。

附 則（平成26年1月27日）

この公示は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。